

★老後資金底上げ急ぐ

厚労省が7月に公表した公的年金の財政検証結果は5年前に比べ改善傾向がみられたものの、給付水準の低下が当面続くことを示した。

日本の年金水準は国際的にみても低い。現役世代の収入に対する年金額の割合である「所得代替率」をOECDの基準でみると、単身世帯の場合日本は32.4%で欧米などOECD加盟国平均の50.7%の6割の水準。

改善案としては、パートで働いている厚生年金加入者を増やす事。今年10月に従業員51人以上の企業に、月給88,000円以上のパートに厚生年金保険に加入させるが、今後は事業規模によらず加入させる方針。賃金や労働時間の要件を外して、週10時間以上働く全員を対象とすると新たに860万人が加入することになる。

法人は社長一人でも厚生年金に加入しなければならないが、個人経営の場合は加入義務のない業種がある。個人経営の全ての業種に5人以上の従業員が居た場合適用すれば新たに90万人が対象者となる。

厚生年金保険料を引き上げる方法もあるが、増税論に繋がりハードルが高い。

又、高齢者の働く意欲をそいでいるという「在職老齢年金制度」の撤廃案も出ている。諸外国にはない制度だからだ。「第3号被保険者制度」の廃止の議論もあるが、しばらくはパート労働者が厚生年金に入る要件を緩めることで第3号被保険者の対象者を減らしていく方向。

国民年金を65歳まで納付案が出ていたが見送られる方向で、当分現状の20歳~60歳納付とする。

★「繰り返さない工夫」を確認

千葉労働局は、違法な時間外労働などの長時間労働が疑われる事業場への再監督を強化する。例えば繁忙期に36協定の限度時間を超えて働かせたことは正勧告を受けた事業場の例をあげ、「長時間労働の是正だけでなく、今後同様の違反を繰り返さない為の措置がとられているかを確認する」としている。

コロナ禍の影響で落ち込んだ臨検監督件数を回復するため、今年は4,000件以上の監督を見込む。定期監督と再監督の両面から長時間労働の是正を図っていく。

★紙の介護保険証廃止

厚労省は介護保険サービスの利用者がもつ紙の介護保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方向で検討する。現在は市町村での要介護認定申請など、手続きの多くで紙の保険証を示す必要があり、介護現場の負担軽減などからマイナカードへの一体化を進めるべきだとの声があり、政府が進める介護情報のデータ基盤整備に合わせてマイナカードの活用を進める。

介護保険サービスの利用者が多い80歳以上のマイナ取得率は65.8%で紙の保険証の廃止には利用者からの反発も想定される為一定期間併用する期間を設ける。

現行の健康保健証は24年12月に廃止し、マイナ保険証に切り替えることが決まっているが、5月時点で利用率は7%台と低迷している。「仮に完全移行する場合、ある程度は併存などの対応が必要」としている。

★企業間でもカスハラ

顧客による迷惑行為(カスハラ)が企業間でも問題になっている。営業が顧客企業から暴言を浴び、訴訟に発展する例も出てきた。ビジネスの交渉の過程として見過ごされがちだった風潮に変化がみられる。

「2時間にわたり人格を否定する言葉を浴び続けた」自社の従業員が取引先社長からカスハラを受け、業務遂行権が侵害されたとして1,100万円の損害賠償を求める民事訴訟を起こした。一方顧客企業側は全面的に争う姿勢を示しており、大口の顧客企業を訴える珍しいケースとして注目される。

カスハラは一般消費者からの迷惑行為に加え、企業向けカスハラも増加傾向。ビジネス上の力関係を背景にした顧客企業から現場担当者への罵声などがあり、会社として現場担当者を全面的に守る必要がある。



朝顔